

【資料 2】

鹿児島県連合海区
漁業調整委員会資料
令和 7 年 7 月 28 日

【議題 2】

日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出
について（協議）

日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について

1 広域漁業調整委員会

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、広域的に分布回遊する水産資源を対象とした資源管理に関する事項について、以下の協議調整等を行う。

- (1) 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- (2) 資源回復計画の作成に係る審議
- (3) 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- (4) (1)に関連する漁業調整

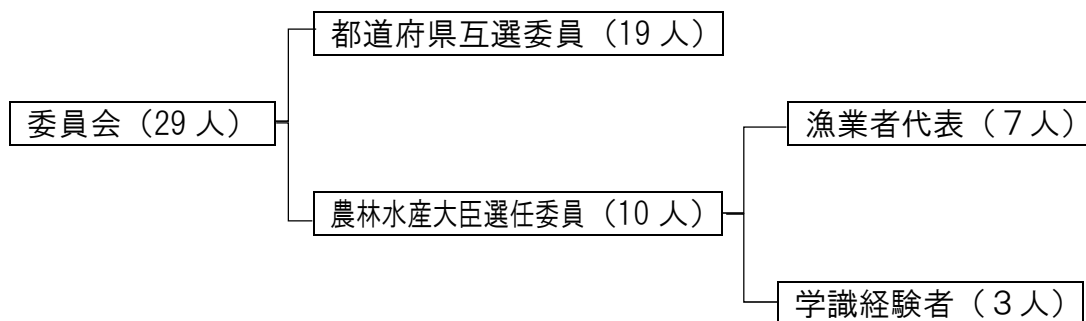
なお、広域漁業調整委員会は、国の常設機関として、以下のとおり3つの海域に区切って設置されている。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられている。

- ・ 太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- ・ 瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・ 日本海・九州西広域漁業調整委員会
（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

2 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の構成

日本海・九州西広域漁業調整委員会は、都道府県互選委員（各県1人）と農林水産大臣選任委員（漁業者代表、学識経験者）で構成されている。



3 委員の選出方法

委員互選

4 歴代本県委員

H16.10～H17.9	野村 義也 氏	県連合海区会長
H17.10～H21.9	同上	同上
H21.10～H25.9	同上	同上
H25.10～H28.8	同上	同上
H28.9～H29.9	甲山 博明 氏	同上
H29.10～R3.9	同上	同上
R3.10～R6.1	同上	同上
R6.7～R7.9	阿久根 金也 氏	同上

【参考】関係法令等

○ 漁業法（昭和24年法律第267号）【抜粋】

（漁業調整委員会）

第134条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会はその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

（設置）

第152条 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

2 前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域」又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域（これらに隣接する海域を含む。）で政令で定めるものをいう。

（構成）

第153条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各1人

二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者7人

三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者3人

鹿海委第9号
令和7年5月20日

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局長 様

鹿児島海区漁業調整委員会事務局長

日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について

標記のことについて、令和7年5月20日に開催された令和7年度第1回鹿児島海区漁業調整委員会において協議した結果、鹿児島県連合海区漁業調整委員会に一任します。

令和 7 年 5 月 23 日

鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長 殿

熊毛海区漁業調整委員会会長

日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について（回答）

令和 7 年 4 月 25 日付けで依頼があった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

標記の件に関して鹿児島県連合海区漁業調整委員会に選任を一任する。

奄海委第23号
令和7年6月18日

鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長 様

奄美大島海区漁業調整委員会会長



日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について

標記のことについて、令和7年6月18日に開催された第282回奄美大島海区漁業調整委員会において協議した結果、鹿児島県連合海区漁業調整委員会に一任します。

【担当】

〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3

奄美大島海区漁業調整委員会 内藤

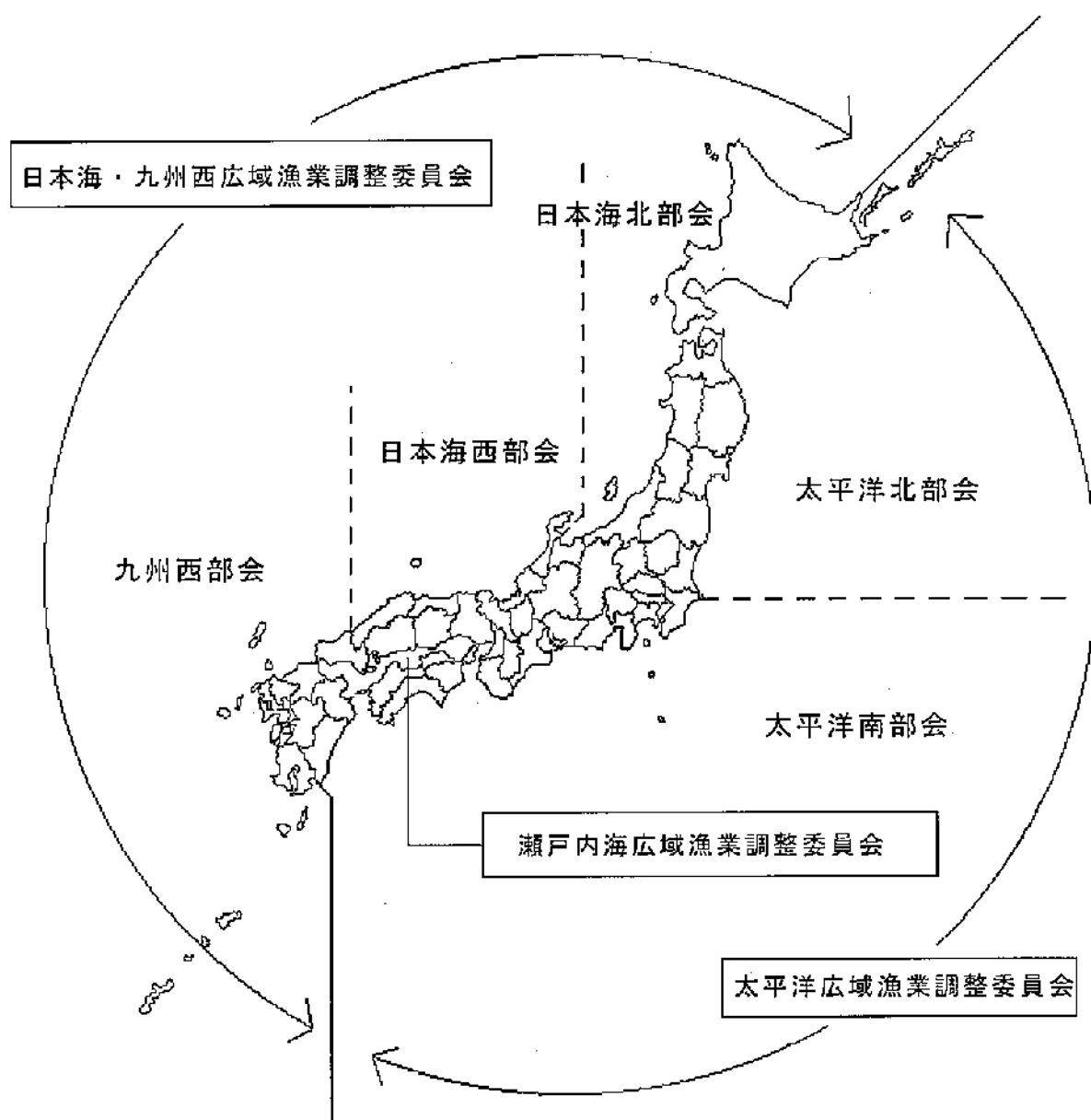
(鹿児島県大島支庁林務水産課内)

TEL : 0997-57-7288

FAX : 0997-57-7290

E-mail : oosima-suisan@pref.kagoshima.lg.jp

広域漁業調整委員会の海域区分



広域漁業調整委員会の区分について

広域漁業調整委員会	部会	都道府県	関係海区漁業調整委員会	広域漁業調整委員会の委員構成
太平洋広域漁業調整委員会	太平洋北部会	北海道	渡島、胆振、日高、 釧路・十勝、根室	委員数 28 海区代表 18 漁業者代表 7 学識経験者 3
		青森県	青森県東部	
		岩手県	岩手県	
		宮城県	宮城県	
		福島県	福島県	
		6道県	10海区	
	太平洋南部会	千葉県	千葉県	
		東京都	東京都	
		神奈川県	神奈川県	
		静岡県	静岡県	
		愛知県	愛知県	
		三重県	三重県	
		和歌山県	和歌山県	
		徳島県	徳島県	
瀬戸内海広域漁業調整委員会		高知県	高知県	
		愛媛県	愛媛県	
		福岡県	福岡県	
		大分県	大分県	
		12都県	12海区	
		和歌山県	和歌山県	
		大阪府	大阪府	
		兵庫県	兵庫県瀬戸内海	
		岡山県	岡山県瀬戸内海	
		広島県	広島県瀬戸内海	
日本海・九州西広域漁業調整委員会	日本海北部会	山口県	山口県	委員数 29 海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3
		徳島県	徳島県	
		香川県	香川県	
		愛媛県	愛媛県	
		福岡県	福岡県	
		大分県	大分県	
	日本海西部会	11府県	11海区	
		北海道	石狩・後志、檜山、渡島、 網走、宗谷、留萌	
		青森県	青森県西部	
		秋田県	秋田県	
		山形県	山形県	
		新潟県	新潟県、佐渡	
	九州西部会	6道県	12海区	
		石川県	石川県	
		福井県	福井県	
		京都府	京都府	
		兵庫県	兵庫県	
		鳥取県	鳥取県	
		島根県	島根県	
		広島県	広島県	
		山口県	山口県	
		福岡県	福岡県	
		佐賀県	佐賀県	
		長崎県	長崎県	
		熊本県	熊本県	
		鹿児島県	鹿児島県	
		沖縄県	沖縄県	
		7県	15海区	